

# 差止請求書

2017年11月28日

大阪府八尾市旭ヶ丘一丁目33番地

株式会社メロディアンハーモニーファイン 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山宏（弁護士・京都産業大学法務研究科教授）

〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地ヒロセビル4階

電話 075-211-5920

FAX 075-746-5207

（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、景品表示法30条1項1号の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴社の対応を本書到達後1週間以内に書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

- 1 当NPO法人は、貴社に対し、下記対象となる表示記載の表示を行うことの停止を請求する。
- 2 当NPO法人は、貴社に対し、第三者をして、下記対象となる表示記載の表示を行わせることの停止を請求する。

(表示媒体)

ウェブサイト (<http://umai-mizu.com/entry5.html>)

(対象となる商品)

「水素たっぷりのおいしい水」(水素水)

(対象となる表示)

「水素水で改善が期待できる病気や症状」として、「アレルギー」「糖尿病」「高血圧」「ウイルスによる感染症」「エイズ」「ガン」を掲げる等、水素水に人の疾病を予防または治療する効能、効果があるかのように謳う表示。

(紛争の要点)

- 1 本件商品が医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがある表示
  - (1)「健康オタクの水マニアが教える自分に1番合っている水が見つかるサイト」なるウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」という。URLは、<http://umai-mizu.com/entry5.html>)上では、上記対象となる商品記載の商品(以下、「本件商品」という。)が紹介され、本件商品の公式サイトへのハイパーリンクが貼付されている。
  - (2)本件ウェブサイト上には、水素水の効能、効果を示した上記対象となる表示記載の表示(以下、「本件表示」という。)が存在する。これは、本件商品に人の疾病を予防または治療する効能、効果があることを明示ないし暗示するものであり、一般の消費者に対し、本件商品が医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがあるものである。
  - (3)他方、貴社の販売する本件商品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「薬機法」という。)上義務付けられている厚生労働大臣の医薬品としての承認を受けていない。
  - (4)したがって、本件表示は、医薬品としての承認を受けていない本件商品につき、人の疾病を予防または治療する効能、効果があることを表示するものであり、一

般の消費者に対し、本件商品があたかも国により厳格に審査され承認を受けて製造販売されている医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがある。

(5) よって、本件ウェブサイトの表示は、本件商品が、あたかも、薬機法上の承認を受けているかのように示す点で、「商品…の品質…について、実際のもの…よりも取引の相手方に著しく優良」(景品表示法30条1項1号)という要件に該当する。

2 本件商品に人の疾病を予防または治療する効能、効果があるとの誤認を引き起こすおそれがある表示

国立健康・栄養研究所の「健康食品」の素材情報データベースによると、水素水は、「俗に、『活性酸素を除去する』『がんを予防する』『ダイエット効果がある』などと言われているが、ヒトでの有効性について信頼できる十分なデータが見当たらない。」とされている。

他方、本件ウェブサイトの表示は、本件商品に、実際には確認されていない人の疾病を予防または治療する効能、効果があるかのように謳うものである。

よって、「商品…の品質…について、実際のもの…よりも著しく優良であると誤認される表示をすること」(景品表示法30条1項1号)という要件に該当する。

3 表示の主体

(1) アフィリエイトの行った表示の主体

平成28年6月30日付けで消費者庁が公表した「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」では、アフィリエイトの行った表示(広告)について、表示内容の決定に関与(決定を委ねている場合も含む。)している広告主は景品表示法の「表示」の主体であるとの見解をとっている。

本件において、貴社と本件ウェブサイト運営者ないし管理者との間には広告掲載についての委任契約ないし準委任契約等が存在すると考えられ、貴社が表示内容の決定に関与していると考えられる。

したがって、本件ウェブサイト運営者ないし管理者による本件表示の主体は、貴社である。

(2) ただし、本件ウェブサイトは、アフィリエイト業者によるものであるので、当NPO法人は、貴社に対し、第三者をして請求の要旨記載の表示をさせてはならないことを併せて請求する。

4 以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、景品

表示法30条1項1号に基づき、その停止及び第三者をして同表示を行わせることの停止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所

(問合せ)

- 1 消費者契約法41条1項に基づく請求としては以上であるが、貴社におかれては、上記請求の要旨2記載の停止の措置を行った場合には、当該措置の内容及び当該措置の相手方(個人である場合にはその氏名及び住所、法人である場合にはその法人名、代表者名及び本店所在地)について、当NPO法人まで回答されたい。
- 2 また、貴社におかれては、今後、本件商品について、本件と同様のアフィリエイトによる景品表示法違反の表示が行われるという問題が生じないように、本件ウェブサイト以外のウェブサイトについても、貴社が委託したアフィリエイトや貴社とアフィリエイトとを仲介する業者に対して、必要な措置を取ることを求める。  
その上で、貴社が取った措置の内容及び当該措置の相手方(個人である場合にはその氏名及び住所、法人である場合にはその法人名、代表者名及び本店所在地)について、当NPO法人まで回答されたい。
- 3 さらに、本件ウェブサイト上での本件商品の紹介に関し、以下の各点について、回答されたい。
  - (1) 本件ウェブサイトを運営ないし管理している者が個人である場合にはその氏名及び住所、法人である場合にはその法人名、代表者名及び本店所在地(本件ウェブサイトの運営者と管理者が異なる場合には、その両方について回答ください。)
  - (2) 貴社と上記3(1)記載の者との間の契約の内容(報酬の支払い条件等)
  - (3) 貴社が、本件ウェブサイトでの本件商品の紹介について、貴社と上記3(1)記載の者との間の仲介がなされている場合には、当該仲介をしている者が個人である場合にはその氏名及び住所、法人である場合にはその法人名、代表者名及び本店所在地(仲介者が複数名いる場合には、その全てについて回答ください。)
  - (4) 貴社と上記3(3)記載の者との間の契約の内容(報酬の支払い条件等)